

九州北部豪雨災害に関する Q&A（保険関係）

《 目次 》

Q1 <u>今回の水害で、夫とその父(義父)が亡くなりました。夫が受取人となっている義父の生命保険金の受取人は誰になりますか。義母と私と息子がいます。</u>	P.2
Q2 <u>生命保険金を請求したいのですが、水害で自宅が流され、必要な資料が準備できそうにありません。どうい</u> <u>う資料を準備すればよいのでしょうか。</u>	P.2
Q3 <u>今回の水害で保険証券が無くなってしまいました。どのようにして保険金請求をすればよいのでしょうか。</u>	P.2
Q4 <u>今回の水害の影響で収入が激減してしまい、生命保険料が払えません。解約するしかありませんか。</u>	P.2
Q5 <u>水害のため家が流されたので、現在、従前の住所地を離れて、隣の市にある避難所で生活しています。</u> <u>従前どおり介護保険の給付を受けることができますか。</u>	P.3

九州北部豪雨災害に関する Q&A（保険関係）

《 Q&A 》

Q1 今回の水害で、夫とその父（義父）が亡くなりました。夫が受取人となっている義父の生命保険金の受取人は誰になりますか。義母と私と息子がいます。

A1 生命保険の約款に規定がある場合がありますので、まずは、そちらを確認してください。約款に規定がない場合、死亡保険金受取人の法定相続人（あなたと息子さん）が受取人となると考えられています。簡易保険やかんぽ生命については、「遺族」（義母）が受取人となります。

- 生命保険の被保険者と死亡保険金の受取人が同時に死亡した場合に誰が受取人になるかについて、直接これを定める法律の規定はありません。
- 保険の約款に規定されている場合がありますので、まず、約款を確認してください。
- 約款がない場合は、死亡保険金受取人の法定相続人が受取人になると解釈されています。今回のケースでは、受取人（夫）の法定相続人であるあなたと息子さんが受取人となります。
- 簡易保険・かんぽ生命については、「遺族」が受取人になります。「遺族」とは、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者で、この記載の順番（配偶者→子→父母→孫・・・）で、先順位にある方が受取人となります。今回のケースでは被保険者（義父）の配偶者である義母が受取人となります。

Q2 生命保険金を請求したいのですが、水害で自宅が流され、必要な資料が準備できそうにありません。どういう資料を準備すればよいのでしょうか。

A2 まず、主な必要書類としては、保険証券、死亡保険金請求書、保険金受取人の戸籍謄本（抄本）、保険金受取人の印鑑証明書、被保険者の住民票、死亡診断書（死体検案書）等が必要となりますが、今回の水害の被災地にお住まいだった方には、すべての書類が整っていない場合でも請求に応じるなど、柔軟な対応をしているようです。

Q3 今回の水害で保険証券が無くなってしまいました。どのようにして保険金請求をすればよいのでしょうか。

A3 今回の水害で、保険証券を失った場合でも、本人確認ができれば、保険金の請求手続きをとることができます。

- 通常、保険証券を喪失した場合、保険証券を再発行するなどして、保険金請求をすることになりますが、申出により必要書類を一部省略することも可能です。保険会社が分かっている場合は、各保険会社にご連絡下さい。
- また、どの保険会社に入っていたかわからない場合には、生命保険については、「災害地域生保契約照会制度」（生命保険協会に加盟するすべての生命保険会社47社に対して契約の有無の調査を依頼する照会制度）があり、一般社団法人生命保険協会でご確認ください。同様に、損害保険全般については、一般社団法人日本損害保険協会でご確認ください。

Q4 今回の水害の影響で収入が激減してしまい、生命保険料が払えません。解約するしかありませんか。

A4 あわてて解約する必要はありません。

(1) 各生命保険会社は、契約者からの申出により保険料払込みの猶予措置を実施しています。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（保険関係）

- (2) 契約内容によって、保険料が免除される場合もあります。
- (3) 保険料の自動振替貸付制度により、反対の申出をしていない限り、解約返戻金の範囲内で、自動的に立て替えてくれます。
- (4) 仮に保険料不払により、契約が失効したとしても、復活という制度があります。
1. 生命保険料払込の猶予
各生命保険会社は、災害救助法適用地域に居住する契約者について、契約者からの申出により最長6か月の保険料払込猶予を実施しています。
 2. 払込免除
被保険者が不慮の事故が原因で身体障害状態なった場合、保険料の払込みが免除される場合があります。
 3. 保険料の立替払について
保険料の自動振替貸付(保険料の立替え)という制度があります。これは、解約返戻金の範囲内で、保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に存続させるというものです。
立て替えられた保険料には、所定の利息がつきますので、ご注意ください。
 4. 失効と復活
猶予期間後、通常の保険料や猶予されていた保険料が、所定の期日までに支払われず、自動振替貸付が行われない場合には、保険契約は失効します。
契約が失効すると、保険契約の効力が停止し、保険事故が発生しても保険金・給付金は支払われません。
もっとも、失効後3年など一定期間以内に復活の申出をし、保険会社が承諾した場合には、契約の効力をよみがえらせることができます。ただし、失効期間中の保険事故については、保険会社は責任を負いませんので、ご注意ください。
以上、(1)~(4)について、詳しくは契約している保険会社にお問い合わせください。

Q5 水害のため家が流されたので、現在、従前の住所地を離れて、隣の市にある避難所で生活しています。従前どおり介護保険の給付を受けることができますか。

A5 避難所での生活が一時的なもので、住民票を移さない場合には、従前の住所地において介護保険の給付を受けることができます。
これに対して、従前の住所地には戻らず他の市町村に住民票を移す場合には、転入先の市町村に転入届を提出して、転入先の市町村において介護保険の給付を受けます。

- 介護保険の保険者は市町村ですが、どこの市区町村が保険者になるかは、住民票を基準に決定します。
- 従前の住所地を離れて、住民票を他の市区町村に移す場合には、転入先の市町村に転入届を提出することによって、当該地域において介護保険の受給資格を取得します。
- 従前の住所地での要介護認定は、転入先でもそのまま移行しますから、改めて要介護認定を受ける必要はありません。
- これに対して避難所での生活が一時的なもので、従前の住所地に戻る事が予定されている場合には、住民票を移さずに、従前どおりに介護保険の給付を受けることになります。